

■和邇文化センター ホール等の使用料

● 現行(平成25年度)

1 基本使用料

室名\使用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
ホール	9,170円	9,170円	9,170円
リハーサル室	920円	920円	920円
会議室	1,120円	1,120円	1,120円

2 使用者がホールを練習等のために使用する場合の使用料は、その使用者がホールで公演を行うときは前項の基本使用料の額の5割に相当する額とし、その使用者がホールで公演を行わないときは8割に相当する額とする。

3 ホールを市民以外の者が使用する場合の使用料は、前2項の規定による使用料の額の5割に相当する額を加算した額とする。

4 ホールを3日以上継続して使用する場合における3日目以降の使用料は、前3項の規定による使用料の額の5割に相当する額とする。

5 ホールの使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、第1項から前項までの規定による使用料の額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。

(1) 入場料等のうち最高額のもの1,500円以上3,500円未満のとき 5割

(2) 入場料等のうち最高額のもの3,500円以上のとき 10割

● 平成26・27年度

1 使用料表

の使 区用 分者	使用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	室名			
市民	ホール	11,790円	11,790円	11,790円
	リハーサル室	1,030円	1,030円	1,030円
	会議室	1,300円	1,300円	1,300円
市民 者以 外の	ホール	17,690円	17,690円	17,690円
	リハーサル室	1,540円	1,540円	1,540円
	会議室	1,950円	1,950円	1,950円

2 使用者がホールを練習等のために使用する場合の使用料は、その使用者がホールで公演を行うときは前項の基本使用料の額の5割に相当する額とし、その使用者がホールで公演を行わないときは8割に相当する額とする。

3 ホールを3日以上継続して使用する場合における3日目以降の使用料は、前2項の規定による使用料の額の5割に相当する額とする。

4 ホールの使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合(入場料等のうち最高額のもの1,500円未満の場合を除く。)の使用料は、前3項の規定による使用料の額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。

(1) 入場料等のうち最高額のもの1,500円以上3,500円未満のとき 5割

(2) 入場料等のうち最高額のもの3,500円以上のとき 10割

5 前各項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

● 平成28年度以降

1 使用料表

の使 区用 分者	使用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	室名			
市 民	ホール	13,300円	13,300円	13,300円
	リハーサル室	1,030円	1,030円	1,030円
	会議室	1,300円	1,300円	1,300円
市 民 者 以 外 の	ホール	19,950円	19,950円	19,950円
	リハーサル室	1,540円	1,540円	1,540円
	会議室	1,950円	1,950円	1,950円

2 使用者がホールを練習等のために使用する場合の使用料は、その使用者がホールで公演を行うときは前項の基本使用料の額の5割に相当する額とし、その使用者がホールで公演を行わないときは8割に相当する額とする。

3 ホールを3日以上継続して使用する場合における3日目以降の使用料は、前2項の規定による使用料の額の5割に相当する額とする。

4 ホールの使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合(入場料等のうち最高額のもの1,500円未満の場合を除く。)の使用料は、前3項の規定による使用料の額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。

(1) 入場料等のうち最高額のもの1,500円以上3,500円未満のとき 5割

(2) 入場料等のうち最高額のもの3,500円以上のとき 10割

5 前各項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。